

韓国と日本の国家記念日 —歴史化と脱歴史化—

2010.9.28
韓榮惠

2010年

韓国における2010年の歴史的意味

-韓日強制併合100年

-韓国戦争60年

-4.19革命50年

-5.18民主化運動30年

↳国権侵奪(植民地支配)、冷戦、民主化

*日本における2010年の意味は？

国家記念日と集合的記憶

◆国民国家と記念日

- ナショナル・アイデンティティ
- 集合的記憶・認識の形成：
記憶と忘却、選択と埋没の構造

◆韓国と日本の国家記念日

- WW. II 以降の新しい国家のあり方と関連
- 何を、どのように記念するのか。
戦争記憶、植民地支配記憶、民主主義、主体…
‘歴史化’ と ‘脱歴史化’

韓国と日本の国家記念日

<韓国>	<日本>
<ul style="list-style-type: none">- 国慶日 (国慶日に関する法律1949)- 公休日 (官公署の公休日に関する規定 1949)- 記念日 (各種記念日などに関する規定 1973)	<ul style="list-style-type: none">- 国民の祝日 (国民の祝日に関する法律 1948)- 記念日 (国家または国家機関が指定する記念日)

法定公休日の国家記念日(現在)

	韓国	日本
1月	新正(1.1)	元日(1.1) 成人の日(1月の第2月曜日)
2月	설날 (ソルナル 旧正月) (旧1.1と前後2日)	建国記念の日 (2.11 *政令で定める日)
3月	3・1節(3.1)	春分の日(春分日)
4月		昭和の日(4.29)
5月	釈迦誕辰日(旧4.8) こどもの日(5.5)	憲法記念日(5.3) みどりの日(5.4) こどもの日(5.5)
6月	顕忠日(6.6)	
7月	(制憲節7.17)	海の日(7月の第3月曜日)
8月	光復節(8.15)	
9月	秋夕(旧暦8.15と前後2日)	敬老の日(9月の第3月曜日) 秋分の日(秋分日)
10月	開天節(10.3) (ハングルナル10.9)	体育の日 (10月の第2月曜日)
11月		文化の日(11.3) 勤労感謝の日(11.23)
12月	基督誕辰日 (Christmas 12.25)	天皇誕生日(12.23)

国慶日(法律に基づく)

1949

3・1節(3.1) : 臨時政府から継承
制憲節(7.17) : 大韓民国
光復節(8.15) : 大韓民国
開天節(10.3) : 臨時政府から継承

2005

ハングルナル (10.9) : 植民地時代、朝鮮語研究会
(記念日から国慶日へ昇格)

*別の規定により公休日に指定

*制憲節(2008除外)・ハングルナル(1991除外)を公休日に再指定
しようとする運動

公休日の記念日(現在)

顕忠日(6.6) (1956/1982)

こどもの日(5.5) (1975/1973-1976、1982)

新正(1.1)

ソルナル(旧1.1. 前後2日)

チュソク(秋夕. 旧8.15. 前後2日)

釈迦誕辰日(旧4.8)

基督誕辰日 (12.25)

公休日の変遷

- 1949年「官公署の公休日に関する規定」により以下を指定：4
 大国慶日＋新正、植木日（-2005）、秋夕、ハングルナル(-1991)、
 基督誕辰日
- 国際連合日(1956-1975)、国軍の日(1976-1990)、
- 顕忠日(1956)
- こどもの日、釈迦誕辰日（1975）
- 民俗の日(1985)→ソルナル(1989)
- 任期満了による選挙日(2006)

国家(政府主管)記念日

「各種記念日などに関する規定」（大統領令、1973制定、政府主管
 記念日）

記念日の変遷：

26個(1973)-25(1976)-26(1977)-32(1982)
 -32(1990)-33(1994)-36(1996)-38(2003)
 -40(2008)-41(2010)

*他に11種の記念日を個別法令により指定

*公休日の内、国慶日、民俗名節、宗教関連の日はこの記念日には含まれない。

主な記念日

◆日帝強占期の民族・社会運動に関連するもの

－3.1節、こどもの日、ハングルナル、学生独立運動記念日

◆現代韓国の民主主義に関連するもの

- 3. 15義挙記念日(1960 2010. 3)
- 4. 19革命記念日(1960 ‘義挙’ → ‘革命’)
- 5. 18民主化運動記念日(1980 2003. 11)
- 6. 10民主抗争記念日(1987 2008. 2)

* 勤労者の日(5. 1)1994

◆その他、国家の歴史に関連する主なもの

臨時政府樹立日(4. 13)

6・25事変日(6. 25)

国軍の日(10. 1)

*他に政府各府の関連する領域に関わる種々の記念日

国民の祝日(日本)

◆「国民の祝日に関する法律」の制定(1948)

元日(1. 1)

成人の日(1. 15)、こどもの日(5. 5)

天皇誕生日(4. 29)、憲法記念日(5. 3)

春分の日、秋分の日

文化の日(11.3)、勤労感謝の日(11.23)

→戦前の「祝日・祭日に関する件」による祝日の存続(名称は変更) : 6つ

新しい祝日 : 3つ

追加指定 or 変更

<追加>	<変更>
(1966) 建国記念の日(2.11⇒復活)、体育の日(10.10)、敬老の日(9.15) (1989) みどりの日(4.28)、天皇誕生日(12.23) (200?) 海の日(7.16) (2007) 昭和の日(4.29) →現在、総15の祝日	成人の日(1月第2Mon.) 海の日(7月第3Mon.) 敬老の日(9月第3Mon.) 体育の日(10月第2Mon.) 天皇誕生日の変更 '4.29'(昭和) → '12.23'(平成) 天皇誕生日 → みどりの日 → 昭和の日

<名称のみ変更し存続>

1.1 : 元日

2.11 : 紀元節 → 建国記念の日

(?) : 天長節 → 天皇誕生日

春分日 : 春季皇霊祭 → 春分の日

秋分日 : 秋季皇霊祭 → 秋分の日

11.3 : 明治節 → 文化の日

11.23 : 新嘗祭→勤労感謝の日

<新しい祝日>

(ハッピーマンデーの適用)

成人の日

憲法記念日

こどもの日

海の日

敬老の日

体育の日

みどりの日

昭和の日

国指定の記念日のうち、国家に関連するもの :

北方領土の日 (2.7)、終戦の日 (8.15)

自衛隊の日 (11.1)

- * ‘建国記念の日’ と ‘終戦の日’
- * ‘文化の日’ と ‘憲法記念日’
- * ‘勤労感謝の日’ と ‘メーデー’
- * ‘秋分の日’ と ‘お盆’

韓国と日本の国家記念日

◆ ‘こどもの日’ を例として考えてみる

(韓国のこどもの日)

— 植民地時代に制定、廃止され、独立後復活

— 5月1日から5月5日へ

- 天道教
- 少年運動の記念日
- ‘こどもの日’の歴史的意味と今日におけるその社会的意味の変化
(5月の文脈の変化)

◆8.15をとおして考えてみる

* 韓国の「光復節」をめぐる論争

- 「建国節」の主張
- 解放と独立
- 国家の正統性の根拠
- 民族解放と民主主義
- 分断

* 日本の8.15

- ‘終戦’と‘平和’
- 8月の文脈/ 戦後民主主義の文脈

* 東アジアにおける‘8・15’

ありがとうございました
감사합니다